

事業再構築、生産性向上、デジタル化、事業承継等に向けた事業計画の策定などにあたって、専門家の支援を受ける際にかかる相談料などの費用を補助します。

# 市川市経営力強化支援補助金

## － 申請の手引き －

### <受付期間>

令和4年8月1日（月）から令和5年3月31日（金）まで

市川市 経済部 経済政策課

<受付時間> 8:45～17:15（土日祝日・12月29日～1月3日は除く）

<電話番号> 047-711-1140

<メールアドレス> jirinkyu@city.ichikawa.lg.jp



市川市

<8月1日版>

# 1 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や物価高騰のほか、デジタル化の進展や人口減少などを背景とした社会変化に適切に対処することが求められています。

経営環境は激しく変化し、複雑さを増していますが、中小企業等の直面する課題は多岐にわたるため、経営者が自ら課題を見立て解決に取り組むことが難しくなっています。

そこで、個別具体的な相談ができる専門家の活用を促し、経営者が経営課題の本質を捉え経営力の強化に取り組むことを支援するため、「経営力強化支援補助金」を創設いたしました。

## <補助対象経費>

経営力の強化に向けた事業計画の策定や補助金申請などにあたって、専門家の支援を受ける際にかかる費用を補助します。

	補助対象経費	上限額	補助率
補助金 1	<b>【事業再構築、商品開発又はサービスの提供、販路開拓、IT設備の導入等】</b> 経営力の向上を図るための事業計画の策定等に要する相談料	10万円	2/3以内
補助金 2	<b>【補助金1の相談等に基づいて国などの補助金を申請する場合、上限額5万円を上乗せ】</b> 補助金1に係る国、県その他の公的機関による補助金の申請に要する相談料	5万円	

※補助金2のみの申請はできません。

※国、県その他の団体による補助制度を併用するときは、この表に定める補助対象経費から当該補助制度に基づいて交付された補助金を控除した額を補助対象経費とします。

※申請は1事業者につき1回限りです。

※支援補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

## ■【補助金2】国、県その他の公的機関による補助金（経営力の強化に資する補助金）とは

事業再構築補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金、経営力向上計画の策定等

詳細は、18ページをご覧ください。

## ■活用可能な専門家とは

**経営革新等支援機関として認定された**税理士、公認会計士、中小企業診断士、民間コンサルティング会社等

## ■経営革新等支援機関とは

経営革新等支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、「中小企業等経営強化法」に基づき、国の認定を受けた支援機関で（税理士、公認会計士、中小企業診断士、民間コンサルティング会社、商工会・商工会議所、金融機関等）様々な分野の機関が認定されています。

### 【市内の経営革新等支援機関】

認定経営革新等支援機関検索システム ([https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea))

又は19、20ページをご覧ください。



# 1 補助金の概要

## <交付対象者>

市内の中小企業等（個人事業者、NPO 法人、社会福祉法人等を含む。）

### ■ 中小企業等とは

中小企業基本法第2条第1項の表

業種	以下のいずれかを満たす者	
	資本金	従業員の数
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療福祉、その他）	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業、その他）	3億円以下	300人以下

同法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）の場合も、業種ごとに規定される規模以下の場合は対象となります。

## <対象要件>

- I .市内に本店又は主たる事業所を有すること。
- II .経営力強化支援補助金の交付を受けた後も、引き続き市内で**事業を継続する意思**があること。
- III .納期限の到来した**市税を完納**していること。
- IV .以下のいずれにも該当しない。
  - ・雇用保険の被保険者又は健康保険法その他の医療保険に関する法律の被扶養者
  - ・法人税法別表第1に規定する公共法人
  - ・性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者
  - ・宗教上の組織又は団体
  - ・政治団体
  - ・市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
  - ・破産手続開始の決定を受けた者
  - ・過去に経営力強化支援補助金の交付を受けた者でないこと

## ② 補助金交付までの流れ



### ③ 申請に必要な書類

必要書類	法人		個人		
	確定申告している	確定申告を要さない法人	青色申告している	白色申告している	確定申告を要さない個人
【郵送申請の場合のみ提出】 経営力強化支援補助金交付申請書 (様式第1号)	○	○	○	○	○
誓約書・同意書 (様式第2号)	○	○	○	○	○
支援を受ける専門家の見積書の写し	○	○	○	○	○
【補助金等の申請に係る経費について交付申請する場合のみ】 申請予定の補助金等の公募要領等の写し (表面1枚)	○	○	○	○	○
直近の法人税の確定申告書別表一の控え	○				
直近の法人事業概況説明書の控え (1枚目)	○				
直近の所得税確定申告書第一表の控え			○	○	○
直近の所得税の青色申告決算書の控え			○		
直近の所得税の収支内訳書の控え				○	
市内で事業を行っていることがわかる書類 (開業届、許認可証、事業所に係る契約書 等)					○
履歴事項証明書 (3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの)	○	○			
本人確認書類の写し (原則、顔写真付きのもの) P17参照			○	○	○
申請者名義の国民健康保険証の写し (有効期限内であるものに限り)			○	○	○

## 4 実績報告に必要な書類

必要書類	法人		個人		
	確定申告している	確定申告を要さない法人	青色申告している	白色申告している	確定申告を要さない個人
【郵送申請の場合のみ提出】 経営力強化支援補助金実績報告書 (様式第6号)	○	○	○	○	○
事業報告書 (専門家の相談・コンサルティング等の内容がわかるもの)	○	○	○	○	○
支援を受けた専門家の領収書の写し ※領収書の発行日は交付決定日以降としてください。	○	○	○	○	○
【補助金等の申請に係る経費について交付申請した場合のみ】 申請した補助金等の申請書の写し	○	○	○	○	○

## 5 補助金の交付請求に必要な書類

必要書類	法人		個人		
	確定申告している	確定申告を要さない法人	青色申告している	白色申告している	確定申告を要さない個人
【郵送申請の場合のみ提出】 経営力強化支援補助金交付請求書 (様式第8号)	○	○	○	○	○
振込先口座が法人名義・本人名義の場合					
通帳又はキャッシュカードの写し			○		
振込先口座が法人名義・本人名義以外の場合					
委任状					○
通帳又はキャッシュカードの写し					○

### 通帳の写し

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるようにスキャン又は撮影してください。

紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。  
同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



カナ名義であることをご確認ください。

## 6 申請、実績報告及び補助金交付請求方法

以下のとおりオンライン又は郵送での受付を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、窓口による対面での受付は行いません。

ご不明な点は、市へお問い合わせください。

※社会福祉法人が申請する場合、必ず事前に市へご連絡ください。

### <オンライン受付について>



こちらのURLからそれぞれの手続きに進み、必要事項を入力してください。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/eco05/0000406503.html>

### <郵送受付について>

#### 【郵送先】

〒272-8501 市川市八幡1-1-1

市川市 経済部 経済政策課 経営力強化支援補助金係

※必要に応じて、専用宛名ラベル（最終ページ）をご利用ください。

### <受付期間>

令和4年8月1日（月）から 令和5年3月31日（金）まで

「**交付申請**」、「**変更承認申請**」、「**実績報告**」、「**交付請求**」を令和5年3月31日（金）までに行ってください。

- オンラインの場合： 令和5年3月31日（金）23時59分まで
- 郵送の場合： 令和5年3月31日（金）消印有効

# 記入例 様式第1号（第7条関係） ※一般法人の例

様式第1号（第7条関係）

市川市経営力強化支援補助金交付申請書

令和4年8月1日

市川市長

本店又は主たる事業所の所在地です。  
（個人の場合における「住所」ではありません。）

（申請者）

所在地（事業所）	千葉県市川市八幡 1-1-1
名称（屋号）	株式会社市川市役所
代表者職・氏名	代表取締役 市川 太郎
担当者名	市川 二郎
電話番号	047-×××-×××
メールアドレス	ichikawa@city.com

市川市経営力強化支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

## 1 申請者の概要

個人の場合は、自宅の住所を記入してください。

申請者種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人
	<input type="checkbox"/> 個人事業者 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 住 所 _____ <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">和暦で記入してください。</span>

資本金及び従業員数が括弧内の範囲となる法人又は個人が対象です（中小企業基本法第2条第1項）。

申請者の業種	資本金	従業員の数
<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (50人以下)
<input type="checkbox"/> 卸売業	_____ 円 (1億円以下)	_____ 人 (100人以下)
サービス業（ <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、 <input type="checkbox"/> 娯楽業、 <input type="checkbox"/> 教育、 学習支援、 <input type="checkbox"/> 医療福祉、 <input type="checkbox"/> その他）	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (100人以下)
<input type="checkbox"/> 旅館業	_____ 円 (5,000万円以下)	_____ 人 (200人以下)
<input type="checkbox"/> ソフトウェア業/情報処理サービス業	_____ 円 (3億円以下)	_____ 人 (300人以下)
その他（ <input type="checkbox"/> 建設業、 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 鉱業、 <input type="checkbox"/> 不動産業、 <input type="checkbox"/> 旅行業、 <input type="checkbox"/> 農林漁業、 <input type="checkbox"/> ※その他（ _____ ））	_____ 5,000万円 (3億円以下)	_____ 250人 (300人以下)

※特定非営利活動法人、医療法人等の場合は、上記に準じて記入してください。



# 記入例 様式第2号 (第7条関係)

## 様式第2号 (第7条関係)

### 誓約書・同意書

以下の内容を確認し、いずれかにチェックしてください。

はい	いいえ	誓約・同意事項
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 申請内容に虚偽はありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 本補助金の交付を受けた後も、引き続き市川市内で事業継続の意思があります。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 納期限の到来した市税を完納しています。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 市川市以外の公的機関等から専門家支援に係る補助金の交付を受けるときは、その金額を控除した額を申請します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 雇用保険法第4条第1項の被保険者又は健康保険法その他の医療保険に関する法律の被扶養者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 法人税法第2条第5号に規定する公共法人ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 宗教上の組織又は団体ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 政治団体ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 市川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた者ではありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12 本補助金の交付を今まで一度も受けたことがありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13 本補助金の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14 本補助金の審査に当たり、上記に係る事項を証明すべき事実を市長が公簿等により確認することについて、同意します。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15 交付要件に該当しない事実が判明した場合は、交付決定の取消し及び補助金の返還に応じます。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16 市川市が必要とした場合は、交付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて同意します。

上記事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本補助金の交付が受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

令和4年8月1日

(あて先) 市川市長

(申請者) 所在地(事業所) 千葉県市川市八幡 1-1-1

名称(屋号) 株式会社市川市役所

代表者職・氏名 代表取締役 市川 太郎

押印不要

# 記入例 様式第4号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

市川市経営力強化支援補助金交付申請事項変更等承認申請書

令和4年10月1日

市川市長

所在地 千葉県市川市八幡 1-1-1  
申請者 名称 株式会社市川市役所  
代表者氏名 市川 太郎  
電話番号 047-XXXX-XXXX

当初の交付決定日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった市川市経営力強化支援補助金の交付申請事項について、下記のとおり変更等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更等の内容  
経費所要総額の変更
- 2 変更等の理由  
市に提出した事業計画の内容に「業種転換の事業計画策定」を追加するため
- 3 添付書類  
支援を受ける専門家の見積書等の写し

# 記入例 様式第6号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

領収書の発行日以降の日付を記入してください。

市川市経営力強化支援補助金実績報告書

令和4年12月1日

市川市長

所在地 千葉県市川市八幡 1-1-1  
申請者 名称 株式会社市川市役所  
代表者氏名 市川 太郎  
電話番号 047-×××-×××

直近の交付決定日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった市川市経営力強化支援補助金について、下記のとおり補助事業を完了したので、実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 150,000円
- 2 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 支援を受けた専門家の領収書等の写し
  - (3) 【補助金等の申請に係る経費について交付申請した場合のみ】  
申請した補助金等の申請書の写し
  - (4) その他( )

# 記入例 様式第8号 (第12条関係)

様式第8号 (第12条関係)

市川市経営力強化支援補助金交付請求書

令和5年3月1日

市川市長

所在地 千葉県市川市八幡 1-1-1

申請者 名称 株式会社市川市役所

代表者氏名 市川 太郎

電話番号 047-XXXX-XXXX

額の確定通知日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで額の確定のあった市川市経営力強化支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 150,000円

上記金額について、次のとおり振込を依頼します。

## 1 振込先

金融機関コード	1	1	1	1	金融機関名	市川銀行							
支店コード	—	1	1	1	支店名	市川支店							
種別	普通・当座			口座番号			1	1	1	1	1	1	1
口座名義人(カナ)	カ	)	イ	チ	カ	ワ	シ	ヤ	ク	シ	ヨ		

※申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。

### 【注意事項】

- (1) 申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。
- (2) 口座番号が7桁に満たない場合は、頭に「0」をつけて7桁にしてください。
- (3) ゆうちょ銀行の場合は、「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・預金種目・口座番号」を記入してください。
- (4) 口座名義人にアルファベットが含まれる場合は、フリガナもアルファベットで記入してください。

## 2 添付書類 通帳又はキャッシュカードの写し

# 提出書類見本

申告書B

申告書A

直近の所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）

直近の所得税の青色申告決算書の控え（1枚目）

直近の所得税の収支内訳書の控え（1枚目）

# 提出書類見本

法人税の確定申告書別表一の控え

申請予定の補助金等の公募要領等の写し (表面1枚)

法人事業概況説明書の控え (1枚目)

履歴事項証明書



## 本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

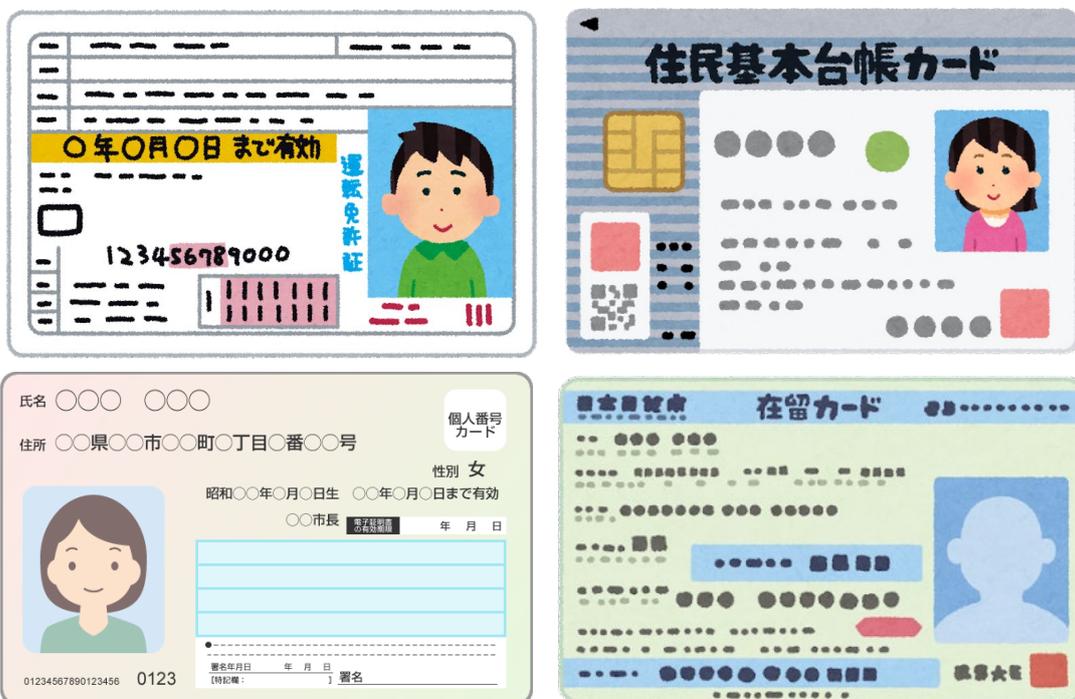
- 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

なお、上記本人確認書類を保有していない場合は、下記（1）又は（2）で代替することができます。

- (1) 住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- (2) 住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

※各種健康保険証は「記号」、「番号」、「保険者番号」、「二次元コード」が見えないようマスキングしてください。



# 経営力の強化に資する補助金等の一覧

事業名	問い合わせ先
<b>■技術力の強化支援</b>	
ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業	中小企業庁 技術・経営革新課 TEL:03-3501-1816 FAX:03-3501-7170
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	ものづくり補助金事務局サポートセンター内) TEL:050-8880-4053
IT導入補助金	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト https://www.it-hojo.jp/2022 TEL:0570-666-424 ※IP電話等からのお問合せの場合は042-303-9749まで。 受付時間:9:30~17:30(土日祝日除く)
<b>■経営革新支援</b>	
中小企業等経営強化法(経営力向上計画)	経営力向上計画相談窓口 中小企業庁事業環境部企画課 TEL:03-3501-1957(9:30~12:00、13:00~17:00) URL:http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ ※「経営力向上計画」で検索して下さい
先端設備等導入計画の策定	先端設備等導入計画について 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課  制度について 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) TEL:03-3501-1816
経営革新計画	都道府県経営革新計画担当課 各経済産業局 中小企業庁 技術・経営革新課 TEL:03-3501-1816
<b>■新たな事業展開支援</b>	
小規模事業者持続化補助金(一般型)	全国商工会連合会 TEL:03-6670-2540 受付時間:9:00-12:00/13:00-17:00(土日祝日除く) URL:http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
農工商等連携事業計画の策定	各経済産業局 中小企業課等 URL:https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31 中小企業庁 創業・新事業促進課 TEL:(03)3501-1767
地域経済牽引事業計画の策定	(千葉県)所属課室:商工労働部経済政策課政策室 TEL:043-223-2703 FAX:番号:043-222-0447  (中小企業庁公表)経済産業省地域企業高度化推進課 TEL:03-3501-0645 各経済産業局地域未来投資促進室
経営革新支援事業	都道府県経営革新計画担当課 各経済産業局 中小企業庁 技術・経営革新課 TEL:03-3501-1816
中小企業等事業再構築促進事業	事業再構築補助金事務局コールセンター <ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080
<b>■再生支援</b>	
認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業	各都道府県の中小企業活性化協議会 中小企業庁 金融課 TEL:03-3501-2876
<b>■海外展開支援</b>	
JAPAN ブランド育成支援等事業	中小企業庁 創業・新事業促進課 TEL:03-3501-1767  各経済産業局
<b>■経営安定支援</b>	
事業継続力強化計画	中小企業庁事業環境部経営安定対策室 最寄りの経済産業局等の担当課 (詳細は以下の中小企業庁HPを参照) URL:https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm
<b>■事業承継</b>	
事業承継・引継ぎ補助金	中小企業庁 事業環境部 財務課 TEL:03-3501-5803

## ◆参照元

【国】2022年度版中小企業施策利用ガイドブック

【県】「中小企業等に向けた支援策ガイドブック」、「助成金案リーフレットR4」、県Webサイト

## ※注意事項※

各補助金の詳細については、上記問い合わせ先までご連絡願います。また、上記以外の補助金や今後新たに開始する補助金等も経営力の強化に資する補助金の対象になる可能性があります。経営力の強化に資する補助金に該当するか否かについては、経済政策課までお問い合わせください。

# 市内の経営革新等支援機関1

名称	店舗名	種別	地域	電話番号
高本 和典	高本税理士事務所	税理士	八幡	047-302-8777
佐藤 栄作	佐藤税務会計事務所	税理士	南八幡	047-300-8151
和泉 俊郎	和泉税理士事務所	税理士	南行徳	047-300-4536
藤田 明	藤田明税理士事務所	税理士	菅野	047-325-0173
税理士法人メディア・エス	税理士法人メディア・エス	税理士法人	市川	047-321-0618
税理士法人プロアシスト	税理士法人プロアシスト	税理士法人	湊	047-356-4151
東京ベイ信用金庫	東京ベイ信用金庫	信用金庫	市川	047-326-1111
税理士法人はてなコンサルティング	税理士法人はてなコンサルティング 千葉本部	税理士法人	湊新田	047-358-6330
吉田 宙	吉田宙税理士事務所	税理士	八幡	070-6448-1466
税理士法人 中野会計事務所	東京事務所	税理士法人	行徳駅前	03-3279-7716
石井 寛	石井税理士事務所	税理士	八幡	047-302-8011
後藤 晃司		税理士	南八幡	047-378-3847
税理士法人昴星	税理士法人昴星市川支社	税理士法人	行徳駅前	047-398-2411
遠藤 敏雄		税理士	市川南	047-325-0005
弁護士法人リバーシティ法律事務所	弁護士法人リバーシティ法律事務所	弁護士法人	市川南	047-325-7378
学校法人千葉学園	学校法人千葉学園	その他	国府台	047-373-9755
学校法人千葉学園	千葉商科大学大学院・社会人教育センターオフィス	その他	国府台	043-373-9755
学校法人千葉学園	千葉商科大学 中小企業研究・支援機構	その他	国府台	047-372-4863
泉 登茂子	泉登茂子公認会計士事務所	公認会計士	中国分	047-372-9587
鈴木 隆文		弁護士	南八幡	047-376-6556
日本クレアス税理士法人	千葉支社	税理士法人	南八幡	047-376-6006
佐々木 由紀子	佐々木由紀子税理士事務所	税理士	八幡	047-712-6023
税理士法人やるきコンサルティング	税理士法人やるきコンサルティング	税理士法人	八幡	047-318-2633
大内 晴美	大内晴美税理士事務所	税理士	新田	047-325-6220
高柳 佳子	高柳税理士事務所	税理士	八幡	047-329-4371
横田 文夫	横田文夫税理士事務所	税理士	国分	047-371-9369
あおば税理士法人	市川支店	税理士法人	本北方	047-303-0080
北川 和善	北川和善税理士事務所	税理士	東菅野	047-338-1119
紺野 朝美	紺野朝美税理士事務所	税理士	市川南	047-324-2112
音谷 秀規	音谷秀規税理士事務所	税理士	南八幡	047-376-0172
前川真理	前川真理税理士事務所	税理士	田尻	047-300-8013
山崎 徹朗	山崎税理士事務所	税理士	南八幡	047-393-4300
加藤 久善	加藤久善税理士事務所	税理士	南八幡	047-378-6741
小高 正裕	-	公認会計士	南八幡	047-378-5533
吉澤 由岐	吉澤由岐税理士事務所	税理士	市川	047-326-3088
谷 紀子	谷紀子税理士事務所	税理士	市川	047-329-3755
林 伴美	林伴美税理士事務所	税理士	行徳駅前	047-356-3948
辻 進一郎	つじ税務会計事務所	税理士	八幡	047-316-0609
佐藤知佳子	佐藤知佳子税理士事務所	税理士	中山	047-705-3444
坂田 隆行	坂田税理士事務所	税理士	新田	047-323-6118
野口 孝史	野口孝史税理士事務所	税理士	平田	047-325-4470
市川 康男	市川康男税理士事務所	税理士	東菅野	047-323-7300
税理士法人荒井会計事務所	行徳	税理士法人	行徳駅前	047-359-4329
税理士法人荒井会計事務所	税理士法人荒井会計事務所	税理士法人	妙典	047-359-4335
中西 健雄	中西健雄税理士事務所	税理士	高石神	047-334-2750
小林 英正	アンカーIT税務会計事務所	税理士	八幡	047-336-7560
辻下敏夫	辻下マネジメントコンサルティング	中小企業診断士	幸	090-4248-7273
谷岡 俊輔	谷岡俊輔税理士事務所	税理士	八幡	047-704-8720
亀川 貴之	亀川税理士事務所	税理士	市川	047-711-3471
アクシスコンサルタンツ株式会社	アクシスコンサルタンツ株式会社	民間コンサルティング会社	八幡	047-325-8400
佐蔵 利史	さくら税理士事務所	税理士	行徳駅前	047-356-5081
中里 誠治	中里税理士・FP事務所	税理士	中国分	070-4352-2423
市川商工会議所	市川商工会議所	商工会議所	南八幡	047-377-1011

# 市内の経営革新等支援機関2

名称	店舗名	種別	地域	電話番号
近藤 栄一	近藤中小企業診断士事務所	中小企業診断士	市川南	047-727-6683
一條 千弦	一條公認会計士・税理士事務所	税理士	市川	047-378-1855
青木 良子	青木良子国際税務会計事務所	税理士	市川南	090-5814-7169
一般社団法人千葉県ニュービジネス協議会	一般社団法人千葉県ニュービジネス協議会	一般社団法人	国府台	047-373-9936
湯島 文彦	湯島文彦税理士事務所	税理士	市川	047-727-9574
落合 則夫	落合税理士事務所	税理士	大野町	047-339-7688
合同会社バインストリートコンサルティング	合同会社バインストリートコンサルティング	民間コンサルティング会社	菅野	047-704-9810
大部 勲	大部勲税理士事務所	税理士	富浜	047-395-6462
吉野 義和	吉野公認会計士税理士事務所	公認会計士	南行徳	070-6409-0412
細川 直哉	細川経営経理事務所	中小企業診断士	八幡	047-316-1258
大八木 敏明	大八木会計事務所	税理士	東大和田	047-376-6328
小倉 秀夫	小倉秀夫税理士事務所	税理士	南八幡	047-711-1891
荻野 良江	荻野良江税理士事務所	税理士	八幡	047-321-0085
山田 浩一	山田浩一税理士事務所	税理士	稲荷木	047-393-7617
鴨下 智法	本八幡朝陽法律事務所	弁護士	八幡	047-333-1575
小野崎 寛	小野崎寛税理士事務所	税理士	東菅野	047-336-5930
野本 俊一	野本中小企業診断士事務所	中小企業診断士	新田	047-322-6094
河原 弘泰	河原税理士事務所	税理士	行徳駅前	047-707-2776
茂垣 志乙里	豊岡・茂垣税務会計事務所	税理士	湊新田	047-358-6330
金子 貴	金子貴税理士事務所	税理士	新田	047-376-3517
本坊 嘉章	本坊公認会計士事務所	公認会計士	妙典	047-702-8787
加来 眞名子	加来眞名子税理士事務所	税理士	新田	047-324-0701
金森 善太郎	金森善太郎税理士事務所	税理士	妙典	090-5394-3548
木次谷 智尚	市川行徳会計事務所	税理士	行徳駅前	047-314-5691
税理士法人根本税理士事務所	市川支社	税理士法人	市川	047-325-9771
関東 良公	関東税理士事務所	税理士	塩焼	047-359-1930
岩澤 英彦	岩澤英彦税理士事務所	税理士	八幡	047-718-8373
税理士法人大坪・阿部会計事務所	税理士法人大坪・阿部会計事務所	税理士法人	南八幡	047-712-5671
佐々木悦夫	佐々木悦夫税理士事務所	税理士	大野町	047-303-6653
中井 広樹	中井会計事務所	税理士	南八幡	047-702-5152
三田村 浩孝	三田村浩孝税理士事務所	税理士	市川	047-326-3246
中村剛士	税理士 中村剛士事務所	税理士	塩浜	090-6486-2048
加藤 啓二	加藤税理士事務所	税理士	新田	047-370-6127
山田伸幸	山田税理士事務所	税理士	妙典	047-397-5882
南 善治	南善治税理士事務所	税理士	未広	047-307-2130
田中敏行	田中敏行税理士事務所	税理士	南大野	080-3392-2694
小林英貴	小林英貴税理士事務所	税理士	南八幡	047-711-2503
小林慶久	小林慶久税理士事務所	税理士	市川	047-322-6905
坪田 誠治	イノベーション・パートナーズ	中小企業診断士	市川南	090-3009-1285
税理士法人リアドリ	税理士法人リアドリ	税理士法人	八幡	047-316-1258
中村 圭孝	中村圭孝税理士事務所	税理士	新田	047-713-6153
金井 幸太郎	かない税理士事務所	税理士	国府台	047-701-8891
上田正史	上田正史中小企業診断士事務所	中小企業診断士	市川	070-8905-0312
山下 康明	WITHIT Partners	中小企業診断士	市川南	047-326-5910
秋田 舞美	秋田舞美のマーケ道	中小企業診断士	新田	047-702-8719
西 浩明	西浩明公認会計士・税理士事務所	公認会計士	中国分	080-2259-2244
大高 努	大高 努	中小企業診断士	未広	080-5462-3795

<令和4年6月24日現在>

中小企業庁「経営革新等支援機関」一覧より一部抜粋。最新の情報は、以下のWEBサイトをご確認ください。

([https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea))



**Q1** 国の補助金申請を検討していますが、補助金2「補助金1に係る国、県その他の公的機関による補助金の申請に要する相談料」のみの申請はできますか？

**A1** 補助金2のみ申請はできません。補助金1の経営力の向上を図るための事業計画の策定等に要する相談に基づいて国などの補助金を申請する場合、補助金2を申請することができます。

**Q2** 補助金2「補助金1に係る国、県その他の公的機関による補助金の申請に要する相談料」には、「助成金」や「給付金」も含まれますか？

**A2** 採択がなく、要件を満たせば受け取ることのできる支援金や給付金、助成金等は、中小企業等の経営力の強化に資する主体的な取組みとは言えないため、含まれません。

**Q3** 顧問税理士・社労士等への顧問料は対象経費となりますか？

**A3** 通常の顧問料は対象外となります。ただし、顧問税理士・社労士等に、経営力の強化に向けた相談をした場合や、その相談に基づいて各種補助金申請の支援を受けた場合の経費は、対象となります。

**Q4** 活用する専門家が経営革新等支援機関のみに限定されるのはなぜですか？

**A4** 経営革新等支援機関は、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関であり、経営力の向上を図るための支援を受けることができます。また、国等の補助金申請の要件に経営革新等支援機関の支援が必要な補助金が多くあることから、活用可能な専門家を経営革新等支援機関のみとしました。

**Q5** 「主たる事業所」はどのように判断しますか？

**A5** 原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。

- 個人事業主  
青色申告者：青色申告決算書1枚目の事業所所在地  
白色申告者：収支内訳書1枚目の事業所所在地
- 法人  
法人税確定申告書別表1の納税地もしくは履歴事項全部証明書の本店所在地

**Q6** 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、交付対象になりますか？

**A6** 本業として事業活動をされている事業者様が交付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられているものとみなし、対象外となります。

---

## Q7 補助金の額はどのように計算しますか？

---

A7 下記をご参照ください。

(1) 補助対象経費が10万円の場合

- ① 事業計画の策定等に要する相談料等：10万円
  - ② 経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等：なし
- $10\text{万円} \times 2/3$ （補助率） = 66,666円（1円未満切り捨て）

(2) 補助対象経費が30万円の場合

- ① 事業計画の策定等に要する相談料等：30万円
  - ② 経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等：なし
- $30\text{万円} \times 2/3$ （補助率） = 20万円
- $20\text{万円} > 10\text{万円}$ （補助上限額） = 10万円

(3) 補助対象経費が18万円の場合

- ① 事業計画の策定等に要する相談料等：12万円
  - ② 経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等：6万円
- $(12\text{万円} \text{ (①)} + 6\text{万円} \text{ (②)}) \times 2/3$ （補助率） = 12万円

(4) 補助対象経費が30万円の場合

- ① 事業計画の策定等に要する相談料等：20万円
  - ② 経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等：10万円
- $(20\text{万円} \text{ (①)} + 10\text{万円} \text{ (②)}) \times 2/3$ （補助率） = 20万円
- $20\text{万円} > 15\text{万円}$ （補助上限額） = 15万円

---

## Q8 受付期間はいつまでですか？

---

A8 「交付申請」、「変更承認申請」、「実績報告」、「交付請求」を令和5年3月31日（金）までに行ってください。

---

## Q9 申請書の書き方が分からないので、教えていただけますか？

---

A9 経済政策課（☎047-711-1140）へご連絡ください。

土日祝日・12月29日から1月3日を除く、平日8:45～17:15が電話受付時間となります。

## 問い合わせ先

市川市 経済部 経済政策課	
TEL	047-711-1140
ファックス	047-711-1144
E-メール	jirinkyu@city.ichikawa.lg.jp
郵送物宛先	〒272-8501 市川市八幡1-1-1 市川市経済部経済政策課 経営力強化支援補助金係

## 宛名ラベル



〒272-8501  
市川市八幡1-1-1  
市川市経済部経済政策課  
経営力強化支援補助金係 行